

東広島市立河内中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という意識を持ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが重要である。さらに、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かってさまざまな活動に自律的に取り組むことができるよう、学校だけでなく地域社会全体でいじめ問題に取り組むことが求められる。

このため、河内中学校では、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「河内中学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 広島県いじめ防止基本方針を貫く「三本の矢」

生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現を目指し、以下の3点を重ね合わせ、より確かな取組とするため「三本の矢」と示し、重点的に推進する。

1 生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

(1) 共感的人間関係の育成

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりを推進する。

(2) 自己存在感の感受

ありのままの自分を肯定的に捉え「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、生徒が実感できる心を育む。

(3) 自己決定の場の提供

生徒が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を育む。

(4) 安全・安心な風土の醸成

生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

2 「いじめ防止委員会」の機能化

(1) 「学校いじめ防止基本方針」が、各学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、絶えず見直しを図る。

(2) 生徒の「いつもの違い・変化」や「相談・訴え（保護者等を含む。）」などを把握した際には、特定の教職員で抱え込むことなく、その情報を「いじめ防止委員会」につなぎ、組織的かつ実効的な取組を推進する。

(3) 「いじめ防止委員会」における初動対応を機能させるために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

3 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

- (1) 「いじめ防止委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象生徒を徹底して守り通す。関係生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめの解消に向けて全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。
- (2) いじめを認知した際に、学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から学校の設置者と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。
- (3) いじめの重大事態の“疑い”が生じた段階で、「法」、「基本方針」、「ガイドライン」に沿った対応を行う。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 対応の留意点

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象生徒の立場に立つこと。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条の「いじめ防止委員会」を活用して行うこと。
- エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
- オ 対象生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないこと。
- カ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(出典 「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 平成29年3月14日)

4 河内中学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として取り組みを推進する。

(1) いじめの未然防止

生徒の成長を支える生徒指導を行い、他者を尊重し主体的に行動する力を育てるとともに、思いやりのある人間関係づくりを進める。また、一人一人が安心して過ごせる居場所づくりと、悩みを相談できる環境を整え、自己実現を支援する。

(2) 生徒の主体的な活動の支援

授業や学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動などにおいて、生徒がいじめをはじめとする学校生活の課題や生命の尊さについて考え、議論する活動を行うとともに、互いの個性を認め尊重し合う人間関係づくりに取り組み、主体的な活動を指導・支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見には、生徒の何気ない言動に潜む「SOS」や「いつもとの違い」に気付くことが重要であり、日々向き合う教職員による働きかけが不可欠である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって教育活動を行い、生徒理解を深めながら信頼関係を構築する。

(4) いじめ見逃しゼロ

生徒の変化や人間関係の兆候に注意し、ささいな変化でもいじめの疑いを持って早期に関わり、積極的に認知する。また、アンケートや個別面談、相談窓口の周知を通して相談しやすい環境を整え、いじめを見逃さない体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。いじめやその疑いが確認された場合、直ちに生徒の安全を確保し、事情を確認の上で適切に指導し、設置者等へ報告する。また、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員が生徒を守る立場で組織的に対応する。

(6) 地域や家庭等との連携

子供の健やかな成長のため、学校・家庭・地域が連携し、PTA や学校運営協議会等を活用していじめ事案を協議・共有する取組を進める。また、地域全体で子供を見守り、気になる点をすぐ連絡できるよう、組織的な連携・協働体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

いじめ対応では、生徒の安全確保や心のケアのため、警察や児童相談所、医療機関など関係機関と連携することが重要である。また、指導が困難な場合に備え、設置者や関係機関と適切に連携できるよう、平素から連絡先の把握や情報共有の充実を図る。

5 河内中学校におけるいじめの防止等に関する取組

河内中学校は「河内中学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を推進する。

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

相談機能の充実や関係機関等との連携によるいじめ防止に向けた体制、法の定める「重大事態」の調査を行うための組織は、次のとおりとする。

〈東広島市学校生活相談事業ネットワーク〉

学校生活相談事業ネットワーク及び関係機関との連携を密に行い、相談・指導方法に関する連絡協議会等を実施し、相談機関の指導内容・方法の充実を図りいじめや不登校等の問題の解決に向けた取組を行う。

(2) 広島県知事及び広島県教育委員会の附属機関の設置

本校における重大事態のうち、東広島市教育委員会が調査を必要と判断したものについて公平性・中立性を確保した調査を行うため、第三者の専門家（心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官及び弁護士等）により構成する附属機関を設置する。

(3) いじめの防止等に関する取組

- ア 「三本の矢」の推進が、専門的知識に基づき、適切に行われるよう教職員研修等の充実を図る。
- イ いじめの未然防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われ、市町教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携強化を図ることができるよう、必要な体制を整備する。
- ウ いじめに関する不安や悩み、相談等について、生徒や保護者等が抱え込むことがないよう「24時間子供SOSダイヤル」「いじめダイヤル24」等、相談できる体制を整備し、周知する。
- エ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- オ 幼児期の教育においても、身近な人と親しみ、支え合って生活するために、発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わりを深め、共感や思いやりなどの相手を尊重する気持ちを持って行動できる心を育む。
- カ 「インターネットやSNS等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び早期対応に向け、警察と迅速に連携する体制を強化するとともに、保護者や関係機関と連携した取組を展開する。
- キ いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。
- ク いじめの実態把握の取組状況等、学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。

6 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめ防止のため、「河内中学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下で生徒指導体制を確立する。

また、この「河内中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、いじめ未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」等のため、学校の設置者等とも適切に連携し、次のような取組を体系的かつ計画的に推進する。

(1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、主体的に課題に挑戦し他者と協働することの重要性を実感できるようにすることが大切である。

そのため、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりを進めるとともに、生徒が「自分も大切にされている」と実感できる心を育むことが重要である。また、自発的・自律的に行動を決断し実行する力を育むとともに、一人一人にとっての居場所となる学校・学級づくりや、相談しやすい風土の醸成を図ることが求められる。

そこで、次の「四つの視点」を中心として取組の充実を図る。

ア 共感的人間関係の育成

多様性に配慮した「学校、学級・ホームルームづくり」

教室に、多様で異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、生徒がお互いの違いを理解し、「他者の違いを理解し尊重することが必要である」「多種多様な人がいることで発想の幅が広がり、難しい課題の解決も可能になる」と思えるような機会をつくること。自分と他者の個性をそれぞれに尊重し、相手の立場に立って考え、行動できるようになることにより、共感的で、相互扶助的な人間関係を構築すること。

イ 自己存在感の感受

対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校、学級・ホームルームづくり」

学校生活において、授業以外にも、部活動や文化祭・体育祭等の行事の運営など様々な観点から、生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを探す機会をできるだけ多く提供し、その活動の中で、生徒が対等で自由な人間関係を構築できるようにすること。また、生徒が、自分が行おうとしていることが認められ、周囲の人から応援してもらっていると感じることによって、学校も自分の居場所であると思えるようにすること。

ウ 自己決定の場の提供

自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む

自分への信頼は、主体的に活動に参加することを通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感することにより育まれる。例えば、異年齢交流や学級・ホームルームの係活動、生徒会活動等において、「何ができるのか」について、生徒自身が考える機会を用意し、お互いに助け合いながら積極的に取り組むことにより、生徒の自己有用感を育むこと。

エ 安全・安心な風土の醸成

「困った、助けてほしい」と言える環境づくり

困ったときや悩みがあるときに、一人で耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったり、相談したりすることができる雰囲気があるかどうかは、生徒の学校での安全・安心を確保する上で非常に重要である。そうした雰囲気を醸成するためには、「困った、助けてほしい」という声を教職員がしっかり受け止める体制を学校の中に築くことが必要である。日頃の何気ない会話をはじめ、ちょっとした相談にも丁寧に対応することを通じて、生徒と教職員との信頼関係を構築し、生徒に何か困ったことや悩みが生じた時の「相談してみようかな」というSOSを出しやすい教育的環境を醸成すること。

(2) 「河内中学校いじめ防止基本方針」の策定（見直し）

ア 「三本の矢」に基づき、本校の生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。

イ いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」など、いじめの防止等全体に係る内容であること。

ウ 「いじめ防止委員会」が組織的かつ実効的に機能するために、具体的な役割・取組等を明確に示すこと。

エ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。

オ アンケート調査、個人面談等※3の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対応について定めておくこと。

※3 アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、生徒からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底すること。

- カ 保護者や地域住民及び関係機関などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とすること。
- キ 学校のホームページや通信などで公開することや、入学前の説明会、入学時、各年度の開始時などに生徒、保護者及び関係機関等に説明すること。
- ク 策定した「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して適切に機能しているかを、「いじめ防止委員会」で検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図ること。

(3) いじめ防止委員会の設置等

ア 「いじめの防止委員会」設置の目的等

- (ア) 特定の教職員で情報を抱え込むことなく、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- (イ) 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効のないいじめ事案の解決を図る。
- (ウ) いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」を組織的に行うために校務運営組織に位置付けるなど、常設の組織とする。
- (エ) 「いじめ防止委員会」の設置目的等を、生徒及び保護者等に周知する。

イ 「いじめ防止委員会」の役割

(ア) 未然防止

- a いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」や、いじめを生じさせない環境づくりのため、「いじめの未然防止教育」の充実を図ることや、生徒が日常的に「相談しやすい環境づくり」を行う。
- b 「いじめの未然防止教育」の例
 - (a) 全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習、情報モラル教育などを通じて継続的に行う。
 - (b) ソーシャルスキル・トレーニングや構成的グループエンカウンター等を通じて円滑に他者とコミュニケーションを図る取組を行う。
- c 「相談しやすい環境づくり」の例
 - (a) アンケートの名称の工夫（「いじめアンケート」→「生活に関するアンケート」）
 - (b) アンケートの実施方法の工夫（記名式、無記名式、選択式（生徒が選ぶ））
 - (c) 一人1台端末を活用した「心の健康観察」の実施
 - (d) アンケート実施後に、教職員やスクールカウンセラーによる個別面談の実施

※アンケートや面談等を通じて得た情報を、組織で共有するための場を設定する。

(イ) 早期発見・早期対応

- a いじめの早期発見や「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機能を担う。
- b いじめの早期発見や早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの疑いに関する情報や生徒指導上の諸課題に係る情報の収集と記録の共有を行う。
- c いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩み等）があった際には、緊急会議を開催するなど、いじめとして積極的に認知をするとともに、対象生徒及び保護者の意向を確認しつつ、情報の迅速な共有及び生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握を行う。

d 対象生徒に対する支援及び関係生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携と
いった対応を組織的に実施する。

(ウ) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組

a 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等
を行う。

b 「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」
等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

c 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、
「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図る。

ウ 「いじめ防止委員会」の機能化

(ア) 生徒との信頼関係の構築

教育活動全体で生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進する。

(イ) 発見する・気付く

a 日常的な観察や見守り等から「いつもの違い・変化」や「相談・訴え」などを把握した際には、
特定の教職員が情報を抱え込むことなく窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）に伝える。

b 「日常的な観察や見守り」の例

授業中・給食（昼食）時間の様子、登下校の様子、休憩時間や放課後の様子、人間関係の変化、
アンケート、生活記録ノート（連絡帳）の記載など

c 生徒からいじめや人間関係のトラブル等について相談・訴えがあった際には、後回しにせず、心情
や思いに深く寄り添いながら、傾聴の姿勢を大切にする。

(ウ) つなぐ

a 早期対応につなげるために、窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）は、報告・相談を
受けた情報を管理職に報告し、「いじめ防止委員会」につなぐ。

b 管理職は、緊急的な対応が必要か否かを判断するとともに、「いじめ防止委員会」を開催する。

(エ) 向き合う

a いじめが疑われる情報や、生徒間の人間関係に関する悩み等を把握した際には、「いじめ防止委員
会」において、迅速に情報共有を行い、事実関係を把握するとともに対処方針を明確化する。

b 「いじめ防止委員会」が情報の収集と記録の共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候
や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て
「いじめ防止委員会」に報告・相談する。

c 「いじめ防止委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別
に認知した情報の集約と共有化を図る。

d 「いじめ防止委員会」に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャル
ワーカーを参画させるなど、実効的な機能を果たせるようにする。

e 認知したいじめ事案については、その解消に向けて、全教職員が一丸となり、それぞれの役割を
全うする。

(オ) 初動対応の機能化

特定の教職員の抱え込みを防ぐために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした
心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

(4) いじめ事案の組織的な対応

ア「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた対応

「いじめ防止委員会」において認知したいじめ事案については、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、人格の成長を旨とし、教育的配慮の下で毅然とした態度で指導することが必要である。また、これらの対応は、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら、学校の設置者や関係機関等とも連携して取り組む。

イ 警察への相談・通報

「いじめ」の中には、SNSを介したインターネット上のいじめ事案、暴力行為やいじめの動画、誹謗中傷等がSNS等に投稿・拡散される事案なの、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

ウ いじめの解決に向けた取組

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」2つの要件を満たし、他の事情も勘案して判断する。

<いじめ解消の要件>

① いじめに係る行為が止んでいること

対象生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 対象生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(ア) いじめの被害の重大性等から、さらに長期の取組・見守り等の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(イ) 相当の期間が経過するまでは、対象生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(ウ) いじめが解消に至っていない段階では、対象生徒を徹底的に守り通し、「いじめ防止委員会」において、いじめが解消に至るまで対象生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

(エ) いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は当該いじめの対象生徒及びいじめを行った生徒を、日常的に注意深く観察する。

7 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに学校の設置者に報告するとともに、学校の設置者の指導・支援の下でプロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

(2) 本校としての重大事態発生時の対応

- ア 重大事態が発生した場合、学校は東広島市教育委員会に報告する。
- イ 東広島市教育委員会の判断により、調査組織を学校に置き、調査する。
- ウ 学校は、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、東広島市教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談等の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を東広島市教育委員会に報告する。
- エ 学校は、調査結果を東広島市教育委員会に報告する。
- オ 重大事態が発生した場合、学校は東広島市教育委員会と緊密な連携を行い事案解決に向けて取組を行う。
- カ 東広島市教育委員会が必要と判断した場合は、市長が承認し附属機関が調査を行う。

(3) 学校における平時からの備え

ア 生徒指導体制の確立

学校は、年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」はもとより、「法」や「ガイドライン」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。

また、実際にいじめの重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、臨時の「いじめ防止委員会」を開催するなど、各教職員への適切な役割分担等を行い、組織的な対応を行うための生徒指導体制を確立する。

イ 学校の設置者等との連携

学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から教育委員会などの学校の設置者と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

ウ 記録等の作成及び保管

いじめの重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や、生徒への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存しておく。

また、重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる可能性があるため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を記録として残す。

例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されていることや、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、学校又は学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。

エ いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体で「三本の矢」を推進し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行うこと。

8 見直し

河内中学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

9 生徒指導年間計画

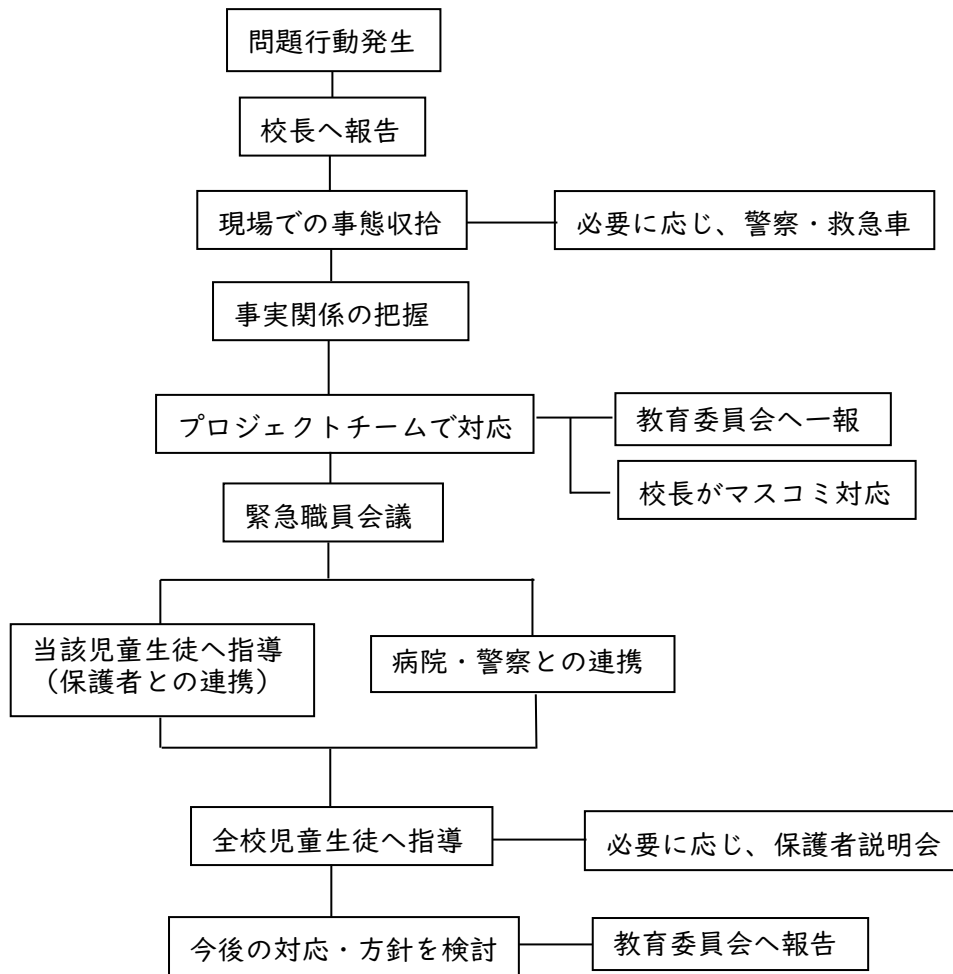
月日	PDCA サイクル	取 組	概 要
4 月	P	○生徒指導推進計画の立案 生徒指導体制の確立	○生徒指導推進計画及び生徒指導体制について 研修(昨年度の反省をふまえて)
	P	○部活動顧問会議	○部活動についての研修
	P	○部活動部長会議	○部活動のリーダー育成
	C	○職員研修(生徒理解)	○課題ある生徒の実態交流研修
	D	○生活指導(全体・学年・学級) 清掃・給食指導	○学年・学級開きにおいて生徒へ指導 集会での講話と委員会活動
	D	○交通安全指導(新入生) ○部活動参観及び懇談会(活動方針)	○交通安全教室(警察との連携) ○学校と保護者との連携(学校理解)
5 月	D	○家庭訪問	○学校と家庭の連携(生徒理解)
	C	○職員研修(生徒理解)	○不登校・問題行動生徒についての研修
	D	○小中連携	○校区協
	D	○交通安全指導(自転車通学)	○交通法規・マナー等の指導
6 月	C	○衣替え	○衣替えを機に身だしなみの指導
	C	○個人面談(生活アンケート)	○カウンセリングマインド(生徒理解)
	D	○運動会	○生徒会執行部の指導
	D	○交通安全指導(自転車通学)	○交通指導(地域巡回)
7 月	D	○非行防止教室 (SNSトラブル未然防止教室)	○スクールガードリーダーと東広島警察と 連携した生徒対象の実施
	D	○夏休みの過ごし方	○夏休みの生活について学級での指導
	C	○三者懇談会	○学校と保護者との連携(生徒理解)
	D	○交通安全指導(自転車通学)	○交通指導(地域巡回)
8 月	C	○生活指導(全体・学年・学級)	○登校日において生徒の様子把握
	D	○奉仕作業	○学校と保護者との連携
	C	○職員研修	○生徒実態に応じて研修会
	C	○小中連携	○生徒指導に関わっての連携(校区協)

	D	○交通安全指導（自転車通学）	○交通指導（地域巡回）
9月	C D D D	○生活指導(全体・学年・学級) ○不審者対応訓練 ○部活動部長会議 ○交通安全指導（自転車通学）	○長期休業をあけて生徒実態把握及び指導 ○スクールガードリーダーや東広島警察と連携し、小中合同での不審者対応訓練の実施 ○部活動のリーダーの育成 ○交通指導（地域巡回）
10月	C C D D C D D	○衣替え ○学級懇談会 ○生活指導(全体・学級) ○文化祭 ○職員研修 ○参観授業及び学級懇談会 ○交通安全指導（自転車通学）	○衣替えを機に身だしなみの指導 ○学校と保護者との連携(生徒理解) ○後期スタートにあたって集会での指導講話と各学級での指導 ○生徒会執行部の指導 ○生徒実態に応じて研修会 ○学校と保護者との連携(学校理解) ○交通指導（地域巡回）
11月	D C D D D	○学校へ行こう週間 ○個人面談（生活アンケート） ○広島県減災訓練 ○薬物乱用防止教室 ○交通安全指導（自転車通学）	○学校公開（学校理解） ○カウンセリングマインド(生徒理解) ○消防署等と連携し緊急時の指導 ○学校薬剤師と連携し、薬物乱用防止教室の実施 ○交通指導（地域巡回）
12月	D D C D	○小中連携 ○三者懇談会 ○冬休みの過ごし方 ○交通安全指導（自転車通学）	○校区協 ○学校と保護者との連携(生徒理解) ○冬休みの生活について学級での指導 ○交通指導（地域巡回）
1月	A A A D	○生活指導(全体・学年・学級) ○部活動顧問会議 ○部活動部長会議 ○交通安全指導（自転車通学）	○長期休業をあけて生徒実態把握及び指導 ○部活動についての研修 ○部活動のリーダーの育成(新部長) ○交通法規・マナー等の確認
2月	D A C D D	○入学説明会 ○職員研修 ○個人面談（生活アンケート） ○小中連携 ○交通安全指導（自転車通学）	○学校と保護者との連携(学校理解) ○生徒実態に応じて研修会 ○カウンセリングマインド(生徒理解) ○校区協 ○交通指導（地域巡回）
3月	A D D D P	○学級懇談会 ○春休みの過ごし方 ○小中連絡会 ○交通安全指導（自転車通学） ○来年度の生徒指導推進計画	○学校と保護者との連携(生徒理解) ○春休みの生活について学級での指導 ○小学校と中学校の連携 ○交通指導（地域巡回） ○今年度の反省をふまえての計画立案

- ※スクールカウンセラーとの連携（カウンセラー勤務日にあわせて実施）
- ※生徒指導部会の開催（教職員間の情報交換及び課題の解決、不登校対策委員会も兼ねる）
- ※休憩時間等の校内巡視（問題の未然防止、生徒とのコミュニケーションを図る）
- ※生活ノートの提出・個人面談（生徒実態の把握及びコミュニケーションを図る）
- ※生活指導（生徒朝会における指導講話）
- ※生活美化委員会活動（朝のHRでの生活点検）
- ※PTAのあいさつ運動等に合わせた朝の交通指導
- ※定期試験前の部活動停止の期間及び定期試験時における下校及び交通指導
- ※年間3回の生徒相談月間における生活アンケートの実施（6月・11月・2月）
- ※個別面談の実施（6月・11月・2月）
- ※スクールカウンセラーと心のサポーターによる全生徒面談の実施

いじめ発生時の対応マニュアル

東広島市立河内中学校



- 1 複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告する。
- 2 当該児童生徒から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握する（当該児童生徒が複数の場合は別々に事情を聴く。）
- 3 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶ。
- 4 重大な問題行動に対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事等が中心となり組織的に対応する。また別にフロー図を示す。
- 5 職員会議において、校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について指示する。
- 6 全校児童生徒への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童生徒及び保護者の了解を取っておくことが必要である。
- 7 二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について、検討する。

児童生徒のSOSに向き合うための日常的な生徒指導 ～「いじめ」対応を組織で推進するために～

学校全体で進める
「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようとする人間関係づくり」

信頼関係の構築

児童生徒理解
(個の理解+集団の理解)

相談しやすい関係の構築

児童生徒
一人一人への理解と、
学級や学習の集団風土が、
児童生徒にとって
安全で安心できる場所
になっていることが大切です。

教室の中で…
“いつも”との違い・変化
登下校の様子は？
給食(昼食)時間の様子は？
休憩時間や放課後の様子は？
生活記録ノートの記載は？

あれ？

心の状態に関するアンケート
本人・保護者等からの訴えなど

発見する気付き

先生の**あれ？**が、
児童生徒との
向き合いの
スタートラインです。
あれ？と感じたら
児童生徒に
声をかけましょう！

**一人一人の気持ちに
寄り添うことが大切です。**

**窓口となる教員(生徒指導主事・学年主任など)に報告
先生が、一人で抱え込むことなく、チームで対応します**

つなく

Point 情報をつなくポイント

- ①先生の**あれ？**を職員室で声に出しましょう。
- ②「いじめの判断(認知)」はこの組織で行います。
- ③「いじめの対応方針」は、この組織で考え、取り組みます。

すべての学校に設置されている
「いじめ防止委員会(学校いじめ対策組織)」で
対応を判断します！

本人が
苦痛を感じていたら
いじめです。

向き合う

「いじめ」「いじめの疑い」を認知

- 被害児童生徒を守り抜きます。
- 被害児童生徒や保護者の方の意向を確認しながら取り組みます。
- 丁寧に事実確認を行います。
- 必要に応じて警察など関係機関と連携します。

Point

いじめが解消している状態とは…

- ①いじめに関わる行為の止んでいる期間が、少なくとも3ヶ月続いていること
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること(本人及び保護者に確認)

「広島県いじめ防止基本方針」改定のポイント

項目	強調すべき点 (現行の方針に加えた主な箇所)
広島県いじめ防止基本方針を貫く 「三本の矢」P3	<ul style="list-style-type: none"> ・『児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進』 ・『「いじめ防止委員会」の機能化』 ・『いじめ重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え』を【三本の矢】と表現し、改定の柱を明記。
2 いじめの定義等 P4～P5	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、対象児童生徒の立場に立つことを明記。 ・犯罪行為として取り扱われるべき事案は、早期に警察に相談・通報することを明記。 ・「具体的ないじめの態様」例を追加。(P12)
3 広島県におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方 P5～P6	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ見逃しゼロ」を追加し、いじめの積極的な認知、早期発見・早期対応の重要性や具体的な取組例を明記。 ・対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うための関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）連携を明記。
4 広島県におけるいじめの防止等に関する取組 P7～P8	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前より学齢期・青年期に至るまでの一貫した取組の具体を明記。 ・「インターネットやSNS等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び対応するための体制、保護者や関係機関等と連携について追加。
5 学校におけるいじめの防止等に関する取組 P8～P14	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の考え方を示し、全ての教育活動の基盤として機能させることを追加。 ・「いじめ防止委員会」の設置の目的、役割、機能化について追加。 ・「いじめの解消」の要件と、組織的な対応の徹底について追加。
6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え P14～P17	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における平時からの備えの具体について、「生徒指導体制の確立」「学校の設置者等との連携」「記録等の作成及び保管」「いじめの重大事態の未然防止」の4つの観点で追加。

広島県教育委員会 HP 広島県いじめ防止基本方針の改定についてより 参照